

令和6年度第1回三重県社会福祉審議会

日時：令和6年8月1日（木）10:00～12:00

場所：勤労者福祉会館5階職員研修センター第2教室

1 開会

P. 1～P. 16 資料 1

- ・開会あいさつ
- ・委員及び事務局から自己紹介
- ・三重県社会福祉審議会について
- ・審議会・専門分科会・部会の構成と令和5年度の審議結果について 等

2 議題

報告事項

- (1) 「三重県地域福祉支援計画」の改定について（地域福祉課）
P. 17～P. 18 資料 2
- (2) 「三重県再犯防止推進計画」の改定について（地域福祉課）
P. 19～P. 20 資料 3
- (3) 「三重県ひきこもり支援推進計画」の改定について（地域福祉課）
P. 21～P. 22 資料 4
- (4) 「三重県子ども条例」の改正および「三重県こども計画（仮称）」の策定について
（少子化対策課）
P. 23～P. 25 資料 5
- (5) 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の改定について（少子化対策課）
P. 27～P. 29 資料 6
- (6) 「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について
（子どもの育ち支援課）
P. 31～P. 32 資料 7
- (7) 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の改定について（子どもの育ち支援課）
P. 33～P. 35 資料 8
- (8) 「子どもを虐待から守る条例」の改正について（児童相談支援課）
P. 37～P. 39 資料 9
- (9) 「三重県社会的養育推進計画」の改定について（児童相談支援課）
P. 41～P. 43 資料 10

(10) 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について
(家庭福祉・施設整備課)
P. 45～P. 46 資料 11

(11) 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援の
ための基本計画（仮称）」の策定について (家庭福祉・施設整備課)
P. 47～P. 48 資料 12

3 その他

4 閉会

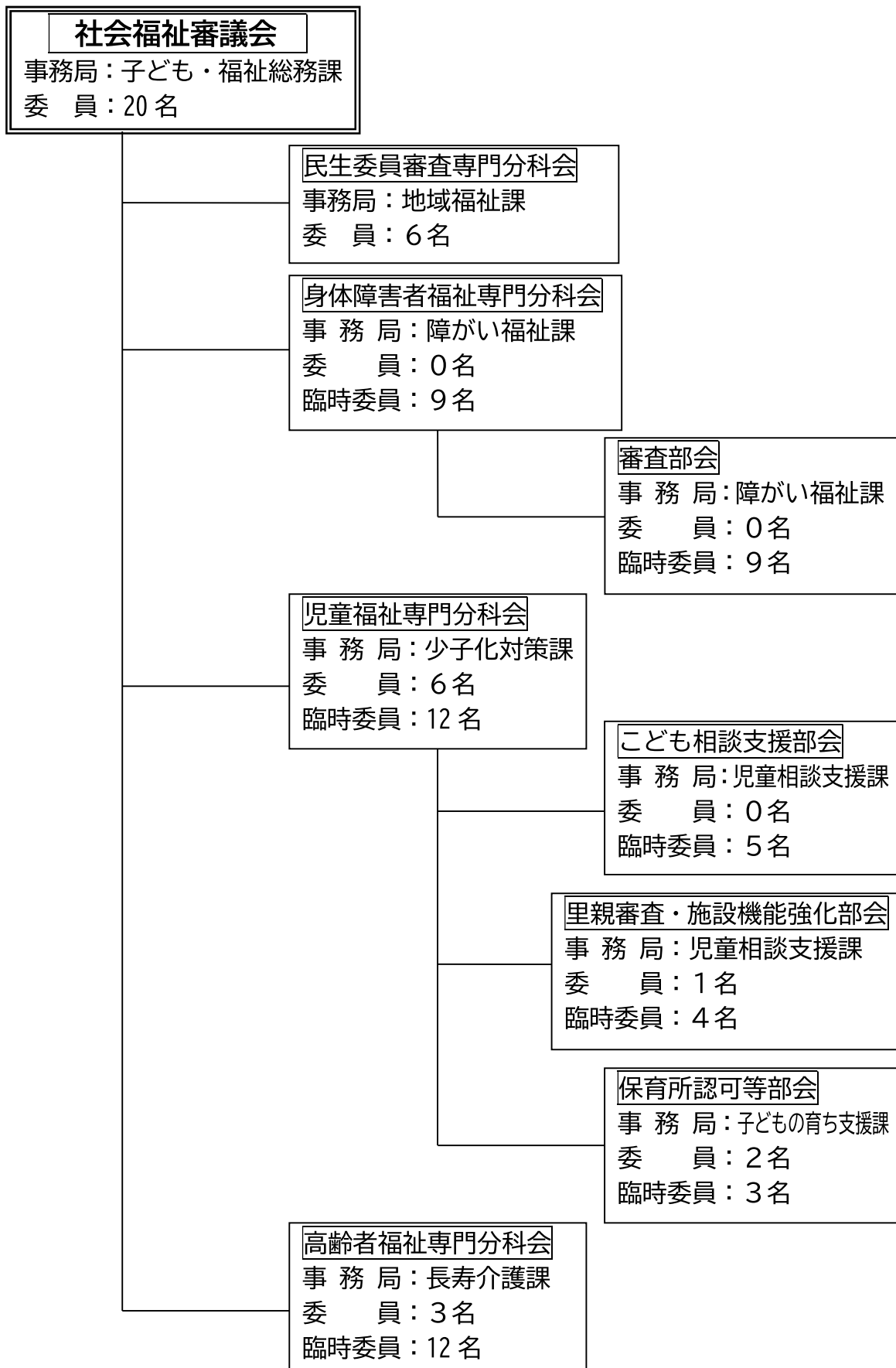
「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
 - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
 - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：別表を参照
- 事務局：子ども・福祉総務課
- 主な議題
 - ・主な計画の策定や改定
 - ・新たな取組やその取組状況等
 - ・影響が大きいと見込まれる条例の制定
 - ・主な関係施策の概要
 - ・審議会要綱の改正や審議会の部会等の状況報告 等

令和5年度開催状況

- 第1回（令和5年12月15日）
 - 報告事項
 - (1)「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度一」（中間案）について
 - (2)「第3次三重県手話施策推進計画」（中間案）について
 - (3)「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画（みえ高齢者・元気かがやきプラン）」（中間案）について

三重県社会福祉審議会 組織構成図



社会福祉審議会

令和6年8月1日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

委員長：井村 正勝

設置根拠：社会福祉法第7条

審議内容：社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員20名）

※五十音順

氏名	区分	新任	職名
青山 弘忠	委員		三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
安部 悦子	委員		UDうれしの代表
阿保谷 季之	委員	○	三重県小中学校長会副会長（伊勢市立早修小学校校長）
石田 成生	委員	○	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
伊藤 卓也	委員		公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
伊藤 正朗	委員		三重弁護士会 推薦弁護士
井村 正勝	委員		三重県社会福祉協議会会長
鵜沼 憲晴	委員		皇學館大学現代日本社会学部教授
柿本 宏枝	委員		三重県自閉症協会副会長
加藤 隆	委員		三重県町村会副会長（木曾岬町長）
北村 香織	委員		三重短期大学生生活科学科准教授
吉良 勇藏	委員		三重県老人クラブ連合会会長
坂井 治美	委員		みえ次世代育成応援ネットワーク会員
田邊 寿	委員		三重県地域福祉活動推進協議会会長
谷 眞澄	委員		三重県看護協会会長
対馬 あさみ	委員		公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
寺田 晃	委員	○	三重県医師会理事
番条 喜芳	委員		三重県労働者福祉協議会理事長
日沖 靖	委員	○	三重県市長会副会長（いなべ市長）
山本 壽人	委員		三重県民生委員児童委員協議会会長

民生委員審査専門分科会

令和6年8月1日現在

事務局：地域福祉課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
安部 悦子	委員	UDうれしの代表
石田 成生	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
加藤 隆	委員	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
田邊 寿	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長

身体障害者福祉専門分科会

令和6年8月1日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和6年8月1日現在

事務局：障がい福祉課（障害者相談支援センター）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：

- ・身体障害者手帳認定の指定医師の指定の審議
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
- ・自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

児童福祉専門分科会

令和6年8月1日現在

事務局：少子化対策課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：松浦 直己

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
阿保谷 季之	委員	三重県小中学校長会副会長（伊勢市立早修小学校校長）
柿本 宏枝	委員	三重県自閉症協会副会長
坂井 治美	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク会員
対馬 あさみ	委員	公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
越川 洋子	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会理事長
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
田上 清乃	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
中島 弘道	臨時委員	児童精神科医
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松浦 直己	臨時委員	三重大学教育学部教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和6年8月1日現在

事務局：児童相談支援課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：佐々木 光明

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- ・児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
田上 清乃	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
中島 弘道	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会

令和6年8月1日現在

事務局：児童相談支援課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：中野 智行

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見
- ・三重県社会的養育推進計画の進行管理

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長

児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和6年8月1日現在

事務局：子どもの育ち支援課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：青山 弘忠

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・ 保育所の設置認可のための意見聴取
- ・ 保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取
- ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
阿保谷 季之	委員	三重県小中学校長会副会長（伊勢市立早修小学校校長）
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

高齢者福祉専門分科会

令和6年8月1日現在

事務局：長寿介護課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

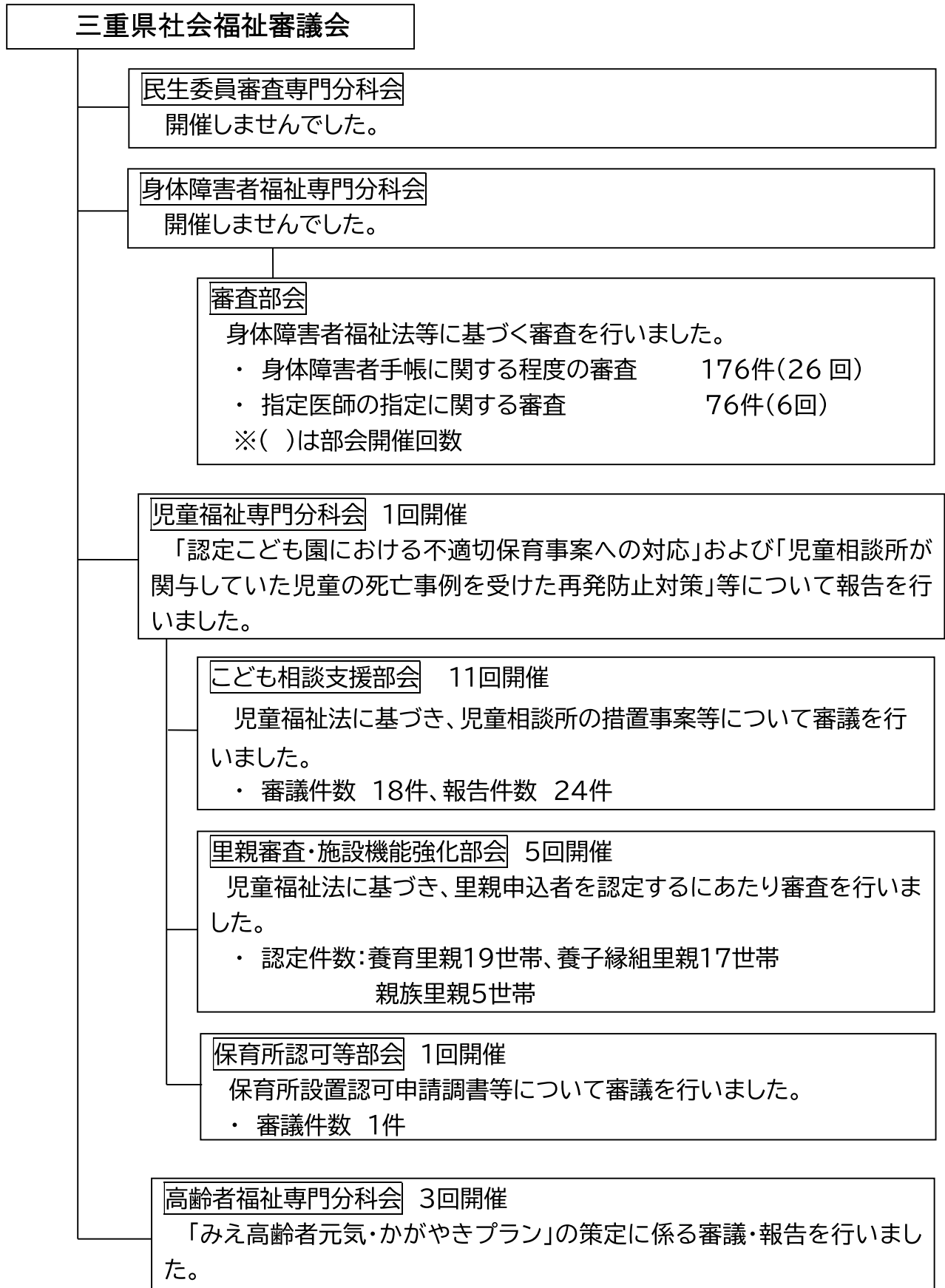
審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員3名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 卓也	委員	公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
吉良 勇藏	委員	三重県老人クラブ連合会会長
田邊 寿	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
石田 亘宏	臨時委員	三重県医師会理事
大井 智香子	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部准教授
久保田 久美	臨時委員	三重県介護支援専門員協会副会長
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会理事
高橋 充子	臨時委員	三重県栄養士会福祉協議会理事
田中 彩子	臨時委員	三重県老人保健施設協会理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会副代表理事
福森 哲也	臨時委員	三重県歯科医師会副会長
眞砂 由利	臨時委員	三重県看護協会専務理事
森田 あき子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部津地区世話人
山崎 和彦	臨時委員	三重県社会福祉協議会事務局次長・福祉研修人材部長

令和5年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について



「三重県地域福祉支援計画」の改定について

令和2年3月に策定した「三重県地域福祉支援計画」が、令和6年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組等を検証し、次期計画（令和7年度～令和11年度）を策定します。

1 計画の概要

高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、人々の価値観の多様化等を背景に、かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、だれにも相談できず、困りごとを抱え込んでしまう人がいます。

また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進するため、令和2年3月に「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

2 現行計画の進捗状況

現行計画では、基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、「地域における支え合い体制」、「暮らしを支える取組の推進」、「地域福祉を支える基盤整備」を取組の柱に施策を展開し、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めています。

推進項目ごとの目標の進捗状況は次のとおりです。

推進項目	指標	現状値 (策定時)	進捗状況 (令和5年度 実績)	令和6年度 目標値
推進項目1 地域における 支え合い 体制	地域福祉計画策定市町数	18市町	18市町	29市町
	多機関協働による包括的 支援体制整備市町数	8市町	14市町	29市町
	民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	95.0%	96.1%
	相談支援包括化推進員養成 成数	—	126人	200人
	ヘルプマークを知っている 県民の割合	58.1%	80.6% (R4年度)	85.0%

推進項目	指標	現状値 (策定時)	進捗状況 (令和5年度 実績)	令和6年度 目標値
推進項目2 暮らしを支える取組の 推進	自立相談支援機関の面談・ 訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件	12,785 件	10,801 件
	再犯者数	1,010 人	779 人 (R4 年)	808 人以下
	災害派遣福祉チーム数 (三重県DWAT)	—	28 チーム (142 人)	40 チーム
推進項目3 地域福祉を支える基盤 整備	県内の介護職員数	27,818 人 (H29 年度)	32,584 人 (R4 年度)	33,849 人 (R4 年度)
	みえ福祉第三者評価の受審 事業所数	285 施設	388 施設	415 施設

3 次期計画策定の進め方

(1) 市町等からの課題ヒアリング

- ・多機関協働による包括的支援体制が未整備である市町への個別訪問や全市町および関係機関との意見交換等を通じて、課題をヒアリングします。

(2) 検討体制

- ・庁内担当課の意見聴取や外部有識者、関係団体等で構成する「三重県地域福祉推進会議」において議論します。

4 次期計画の策定方針案

(1) 県内の地域共生社会の実現をめざし、現行計画の進捗状況や課題を検証したうえで策定

(2) 市町および関係機関の意見をふまえ策定

(3) 現行計画中の制度改正および他計画との整合性を図りながら策定

5 スケジュール

令和6年8月	三重県地域福祉推進会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県地域福祉推進会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年1月～2月	三重県地域福祉推進会議
3月	常任委員会（最終案）

「三重県再犯防止推進計画」の改定について

令和2年3月に策定した「三重県再犯防止推進計画」が、令和6年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組等を検証し、次期計画（令和7年度～令和11年度）を策定します。

1 計画の概要

再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が平成28年12月に施行され、翌29年12月には国の再犯防止推進計画が策定されました。

本県においても、令和2年3月に「三重県再犯防止推進計画」を策定し、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組んできました。

2 現行計画の進捗状況

現行計画では、国の再犯防止推進計画を勘案し、次の5つを重点課題と位置づけ、取組を進めてきました。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

計画の目標値は、令和6年の県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数を平成30年の1,010人と比較して20%減少（808人）することとしており、令和4年の実績については、下表のとおり779人となり、目標は達成しています。

しかしながら、再犯者率は減少傾向にあるものの、依然として4割を上回っていることから、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

〔平成30年～令和4年の三重県と全国における刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率〕

法務省統計データ、単位：人、%

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯検挙者数	三重県	2,210	1,938	1,863	1,846	1,796
	全国	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
刑法犯検挙者中の再犯者数	三重県	1,010	915	818	850	779
	全国	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯者率	三重県	45.7%	47.2%	43.9%	46.0%	43.4%
	全国	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

3 次期計画策定の進め方

(1) 関係機関等からの課題ヒアリング

関係機関、関係団体、市町から課題をヒアリングします。

(2) 検討体制

庁内担当課の意見聴取や関係機関、関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において議論します。

4 次期計画の策定方針案

(1) 令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の方向性を勘案して策定

(2) 関係機関等の意見をふまえ策定

5 スケジュール

令和6年8月	三重県再犯防止推進会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県再犯防止推進会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年1月～2月	三重県再犯防止推進会議
3月	常任委員会（最終案）

「三重県ひきこもり支援推進計画」の改定について

令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」が、令和6年度に最終年度を迎えることから、現行計画の進捗状況等をふまえ、次期計画(令和7年度～令和11年度)を策定します。

1 計画策定の経緯

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。

令和4年3月、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにした「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。本計画は、「三重県地域福祉支援計画」の考え方「みんな広く包みこむ地域社会 三重」をふまえ、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざしています。

現行計画の期間は、令和4年度～令和6年度までとしていることから、令和6年度中に第二期の「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。なお、第二期の計画期間は、次期「三重県地域福祉支援計画」の期間に合わせて令和7年度～令和11年度までの5年間とします。

2 現行計画の進捗状況

(1) 計画全体の目標と実績

目 標 項 目	令和5年度実績	令和6年度目標
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	90.9%	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	70%

(2) 市町の支援体制

- ・全29市町において、ひきこもりに関する相談窓口を明確化
- ・23市町において、市町村プラットフォームを設置済み
(津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、御浜町、紀宝町)

3 国の支援指針

- ・厚生労働省が、ひきこもり支援に関する新たな指針「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を令和6年度中に策定
- ・同指針の骨子では、ひきこもり支援の対象者を「何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある本人やその家族」としており、ひきこもりの期間は問わないこととしている

4 次期計画策定の進め方

(1) 実態調査

- ・当事者、家族、支援機関にアンケート調査、ヒアリング調査を実施
- ・全国規模の実態調査や全国各地で当事者会等の開催実績がある「一般社団法人ひきこもりUX会議」に業務委託して実施

(2) 検討体制

- ・庁内の関係所属の課長級職員で構成する「三重県ひきこもり対策検討会議」において議論
- ・外部有識者、関係団体で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」において意見聴取

5 次期計画の策定方針

- (1) 現行計画の進捗状況や課題を検証したうえで策定
- (2) 実態や支援ニーズを把握するための実態調査の結果をふまえて策定
- (3) 中高年層の当事者支援についても盛り込み、より包括的な取組を掲げた計画として策定
- (4) 国が策定する「ひきこもり支援ハンドブック」の検討状況を見据えて策定
- (5) 「三重県地域福祉支援計画」の次期計画との整合性を図りながら策定

6 スケジュール

令和6年8月～12月	実態調査
9月	三重県ひきこもり支援推進委員会
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県ひきこもり支援推進委員会
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	三重県ひきこもり支援推進委員会
3月	常任委員会（最終案）

「三重県子ども条例」の改正および「三重県こども計画（仮称）」の策定について

「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化中、いじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数が過去最多となるほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

国においては、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

こうした状況をふまえ、「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定に取り組みます。

1 条例改正、計画策定が必要な理由

(1) 子どもを取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行に伴う子どもや子育て家庭への地域の関わりの減少や地域コミュニティの変容、コロナ禍の影響、家庭の経済状況による体験格差が生じている状況、スマートフォンの普及やSNS利用の増加によるコミュニケーションの多様化等をふまえ、新たな対策を講じるための方針を打ち出す必要があります。

(2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

いじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数の増加や、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題の顕在化に加え、県内で児童虐待による死亡事例や不適切保育事案が立て続けに発生したことをふまえ、行政機関をはじめ、子どもに関わる全ての人の、子どもの権利を守るための主体的な取組を促進するため、子どもの権利に対する意識を高める必要があります。

(3) こども基本法の制定（令和5年4月）

こども基本法では、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義したうえで、子どもなど当事者の意見を反映させる措置（義務）や、都道府県こども計画の策定（努力義務）などについて規定されていることから、そうした点をふまえた対応が必要です。

(4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

子どもの権利条約で定める権利の内容について、知っていると答えた子どもの割合は小中学生で6%前後、高校生で約14%と非常に低い状況（みえの子ども白書2024）であることから、子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう、子どもの権利についての教育や啓発を強化していく必要があります。

2 条例改正、計画策定の進め方

(1) 子どもの生活に関する意識、実態調査 ※令和5年度に実施済

- ・小学生、中学生、高校生とその保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、「みえの子ども白書2024」として取りまとめました。

- ・大人が意見を聴いてくれるかどうか、ほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係することや、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があることがわかっており、条例改正等における論点として活用します。

(2) 有識者、当事者および関係者の意見聴取

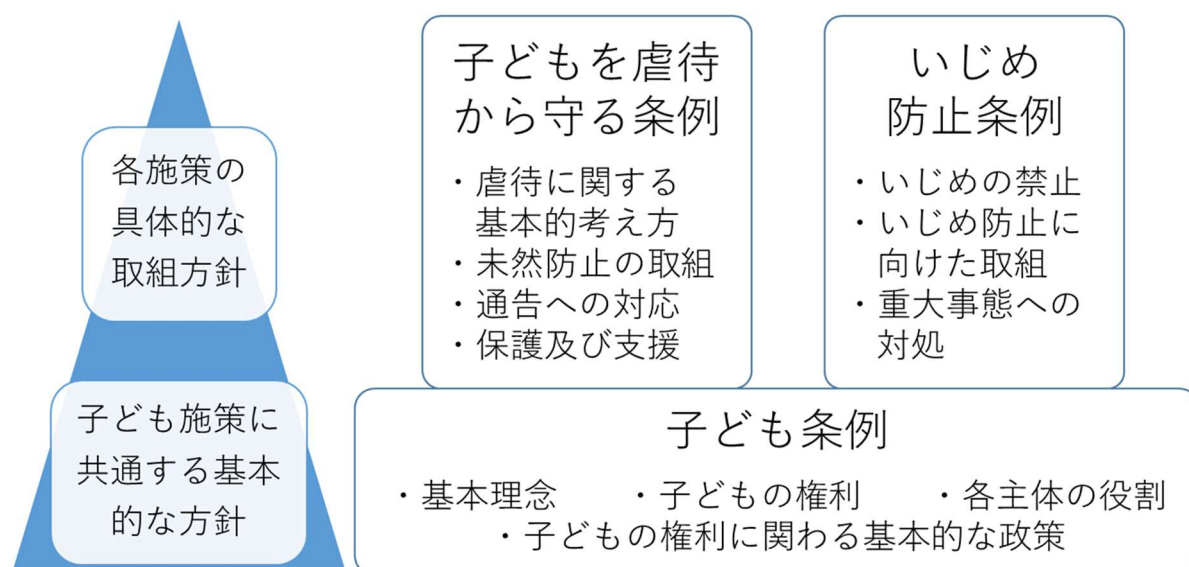
- ・有識者や子ども当事者、子ども・子育て支援団体の代表者等で構成する「三重県こども政策検討会議」を設置し、意見を聴き取りながら段階的に検討を進めます。

(3) 多様な子どもの意見聴取

- ・県内各地で、小学生から大学生までのグループによる「こども会議」を開催し、子どもの権利をテーマに意見を聴き取って条例改正等に反映していきます。

3 条例改正、計画策定の方向性（案）

(1) 子ども条例を「子どもに関する基本条例」と位置付けます。



(2) 子ども政策に関する課題と、それに対応する子ども条例の改正の考え方を次のとおり整理します。

- ①子どもの権利侵害が増加している
⇒子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
⇒子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもの意見表明を推進する必要がある
⇒子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している
⇒子どもと子育て家庭を共に支援する

(3) (2) をふまえ、条例において県の基本的施策を次のとおり規定します。

- ・子どもの権利について学ぶ機会の提供
- ・子どもの意見表明および社会参画の促進
- ・子どもの育ちへの支援
- ・子育て家庭への支援
- ・子どもの安全・安心の確保
- ・人材の育成、環境の整備
- ・相談への対応

(4) こども計画は、子ども条例の目的を具現化するための計画とします。また、国のこども大綱に含まれる「少子化対策」、「子ども・若者育成支援」に関する県施策を盛り込んだ内容とします。

(5) こども計画のめざす姿、総合目標のイメージは次のとおりです。

めざす姿

【主】子ども

- ・全ての子どもの権利が守られ、将来にわたって幸せな状態で生活することができる

【副】子育て家庭、社会

- ・社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組が進められ、保護者は安心して子育てができ、その役割を果たすことができる

総合目標

【主目標】子ども

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について明るい希望がある」と思う子どもの割合
- ・「自分の意見を聞いてもらっている」と思う子どもの割合
- ・「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合（自己肯定感の高さ）

【副目標】子育て家庭、社会

- ・「必要な支援を受けながら子育てができている」と思う子育て当事者の割合
- ・「子ども・子育て家庭を支援したい」と思う人の割合

4 スケジュール

令和6年6月～11月	こども会議（6～8月、10～11月で各17回）
9月～2月	三重県こども政策検討会議（計4回）
10月	常任委員会（条例中間案、計画骨子案） パブリックコメントの実施（条例）
12月	常任委員会（条例最終案、計画中間案） パブリックコメントの実施（計画）
令和7年2月	議案提出（条例、計画）
3月	常任委員会（計画最終案） 条例の公布、計画の策定

「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の改定について

1 計画策定の経緯

県では、令和2年3月に「第二期 三重県子どもの貧困対策計画（令和2年度～令和6年度）」（以下「現行計画」という。）を策定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」の5つの柱で取組を進めています。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、同法に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を含めた子ども政策関連の大綱を一元化した「こども大綱」が、令和5年12月に閣議決定されました。

現行計画が最終年度を迎えることから、「こども大綱」を勘案し、県内の貧困家庭の実態について把握を行ったうえで、令和6年度中に「第三期 三重県子どもの貧困対策計画（令和7年度～令和11年度）」を策定します。

2 現行計画の成果と課題

（1）主な取組の成果

①「子どもの居場所」づくりや運営の支援（生活の支援）

県内において子どもの居場所の数が増加するとともに、子ども食堂だけではなく、フードパントリー、学習支援など、多様な形態の子どもの居場所を拠点とした支援が広がっています。

これらの子どもの居場所の活動を「持続可能な取組」としていくため、子どもの居場所運営者向けの人材育成や運営補助など各種支援事業を実施しました。

【参考】 「みえ元気プラン」 KPI（重要業績評価指標）

項目名	計画策定時	進捗状況 (令和5年度実績)	令和8年度目標値
子どもの居場所数	40 か所	181 か所	350 か所

②フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援（教育の支援）

令和6年度からフリースクールを利用している不登校児童生徒等のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して、利用料の半額、1人につき最大1万5千円（月額）の補助を実施します。

③貧困家庭の実態に即した経済的支援（経済的支援）

児童扶養手当受給世帯において、物価高騰による家計急変に対する支援として、1世帯あたり2万円分の電子マネー等（令和4年度）や、子ども1人あたり2万円（令和5年度）を県独自で給付しました。

(2) 主な取組の課題

- ・ひとり親家庭の保護者に対する就労支援にあたっては、希望職種と求人のミスマッチによるマッチングの難しさなどにより、就業に至らないケースがあります。(保護者に対する就労の支援)
- ・子どもの貧困対策計画を策定している市町数は、計画策定時より増加しているものの、現在の進捗としては全体の半数程度にとどまっています。(身近な地域での支援体制の整備)

項目名	計画策定時	進捗状況 (令和5年度実績)	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センターに求職者登録した方の就業率	76.9%	35.7%	90%
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	15市町	29市町

3 次期計画策定の進め方

(1) 子どもの生活実態調査（アンケート）

県内の貧困家庭における生活実態についての把握を行うため、アンケート調査を行います。

(2) 当事者からの聴取調査（ヒアリング）

当事者から直接、生活の実態を聴き取ります。

(3) 貧困家庭への支援者や有識者等との意見交換

さまざまな困難を抱える家庭の支援に関わっている方で構成する「三重県子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、貧困家庭の現状や必要な支援について意見交換を行います（11月、2月）。

(4) 審議会における調査審議

「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議します（9月、11月、2月）。

4 見直しの論点・視点等

- ・子どもの生活実態調査、当事者からの聴取調査で把握した当事者の声
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」および同法に基づく「こども大綱」の内容の反映
- ・現計画期間中に発生した状況変化（コロナ禍をきっかけとした体験機会の減少、物価高騰など）の影響

5 スケジュール

令和6年7月～8月	子どもの生活実態調査、当事者からの聴取調査の実施
10月	子どもの生活実態調査の集計、分析 常任委員会（骨子案）
11月	検討会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	検討会議
3月	常任委員会（最終案）

「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について

1 計画策定の経緯

平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援制度においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることとしています。

市町は本制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。また、県は、市町の計画等を踏まえて、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策を実施しています。

第一期計画（平成 27 年度～令和元年度）に続く第二期計画が令和 6 年度で最終年度となることから、施策の現状と課題を検証したうえで、第三期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定します。

2 計画策定の進め方

- ・ 行政、関係機関の代表者および有識者等で構成する「三重県子ども・子育て会議」において意見を聴取し、計画を策定します。
- ・ 計画項目のうち、「児童虐待防止対策の充実」、「社会的擁護の充実」、「母子家庭および父子家庭の自立支援の推進」に関しては、「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」においても意見を聴取するとともに、「三重県社会的養育推進計画」や「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の次期計画と併せて策定を進めます。

3 見直しの論点・視点等

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正に伴う改定

- ・ 家庭支援事業（※）の新設・拡充に伴う計画への位置づけ

（※）子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、【新】子育て世帯訪問事業、【新】児童育成支援拠点事業、【新】親子関係形成支援事業

- ・ 子どもの権利擁護に関する事項の追加

- ① 入所措置や一時保護等に際しての児童相談所等の適切な意見聴取等の措置
- ② 県による子どもの意見表明等の支援や子どもの権利擁護に係る環境整備

○その他所要の改定

- ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン」終了後の放課後児童対策の推進

など

4 スケジュール

令和6年8月	三重県子ども・子育て会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県子ども・子育て会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年1月	三重県子ども・子育て会議
3月	常任委員会（最終案）

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の改定について

1 これまでの経緯

「健やか親子いきいきプランみえ」は、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の整備や取組の推進など、地域の実情に応じた効果的な母子保健対策の推進を目的とした母子保健計画です。

母子保健については、国において、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」が平成13年から開始されました。このことを受け、本県においても母子保健対策の実施計画である「健やか親子いきいきプランみえ」を平成15年3月に策定しました。

その後、国において「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～）が策定され、本県においても平成27年度～令和6年度を計画期間とする「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（以下「現行計画」という。）を策定したところです。

2 現行計画の進捗状況

現行計画では、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を基本理念とし、5つの重点課題（①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策、②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策、③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり、④育てにくさを感じる親に寄り添う支援、⑤妊娠期からの児童虐待防止対策）を掲げて取組を進めてきました。

重点課題ごとの成果指標の進捗状況は次のとおりです。

重点課題	目標項目	計画策定時	進捗状況	最終評価 (R6)目標
切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	乳児死亡率（出生千対）	3.0 (H25)	0.9 (R4)	減少
	幼児（1歳から4歳）死亡率（人口10万対）	19.2 (H25)	10.6 (R4)	減少
	むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	89.8% (R4年度)	90%
	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.8% (H25年度)	1.2% (R4年度)	0%
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	十代の人工妊娠中絶率（20歳未満女子人口千対）	5.9 (H25)	2.8 (R4)	減少
	中学3年生（14歳）の女生徒で体重が標準の－20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.41% (R4年度)	減少

重点課題	目 標 項 目	計画策定時	進捗状況	最終評価 (R6)目標
	十代の性感染症報告数 (1 定点あたり) (梅毒は実数値)	1.24 (性器クラミジア) 0.06 (淋菌感染症) 0.24 (尖圭コンジローマ) 0.06 (性器ヘルパース) 0 (梅毒) (H25)	1.06 (性器クラミジア) 0.47 (淋菌感染症) 0.18 (尖圭コンジローマ) 0.18 (性器ヘルパース) 1 (梅毒) (R4)	減少
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9% (H26 年度)	93.3% (R5 年度)	増加
	乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口 10 万対)	41.2 (H25 0 歳) 3.2 (H25 1~4 歳)	0.0 (R4 0 歳) 0.0 (R4 1~4 歳)	減少
育てにくさを感じる親に寄り添う支援	日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.4% (H26 年度)	99.3% (R5 年度)	100%
妊娠期からの児童虐待防止対策	虐待による死亡件数 (児童相談所関与)	0 件 (H25 年度)	1 件 (R5 年度)	0 件

3 次期計画の基本的事項

今般、現行計画が最終年度を迎えることから、令和 6 年度中に次期計画を策定します。

(1) 計画の性格

現行計画は、県の母子保健計画として、国の「母子保健計画策定指針」等を参考に策定したものです。

その後、令和元年 12 月、国において、成育過程にある者およびその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした「成育基本法」(略称)が施行され、同法に基づく「成育医療等基本方針」(令和 5 年 3 月改定)において、「地方公共団体は、(略)例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる」とされました。

また、国通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」により、前述の「母子保健計画策定指針」が廃止され、新たに母子保健を含む成育医療等に関する計画策定の手引きとして「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」が示されたことから、次期計画は、成育医療等基本方針に基づく計画として策定します。

(2) 計画期間

国が示す計画策定指針においては、「医療計画と同様の期間とすることが望ましいが、地域の実情に応じて、適宜設定して差し支えない」とされていることなどをふまえ、

- ① 次期計画の開始年度は令和7年度であり、「第8次三重県医療計画」（令和6年度～令和11年度）の開始年度とは異なるが、2つの計画の終期を合わせることで、次期医療計画の策定時に、成育医療等基本方針に基づく計画を一体的に策定するといった選択が可能となる。
- ② 成育医療等基本方針は、令和10年度までを1つの目安として策定されていることから、次期計画の終期を令和11年度とすることで、令和12年度を始期とする計画策定の際に、次期成育医療等基本方針を踏まえた検討が可能となる。

以上のことから、次期計画の計画期間を令和7年度～令和11年度の5年間とします。

4 計画見直しの視点

現行計画では、5つの重点課題を掲げて取組を進めてきましたが、母子保健を取り巻く課題やニーズは、より複雑化・多様化していると考えられます。

また、成育医療等基本方針は、保健分野のみならず、医療、福祉、教育等の幅広い分野における課題や施策の方向性を定めたものであり、県の計画においても成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められています。

このことから、次期計画では、母子保健分野における課題や取組を柱としつつ、医療、福祉、教育等の分野における「母子保健の視点」からの取組等もあわせて記載するとともに、現行計画の評価を踏まえ、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」等を参考に成果指標を設定します。

5 計画改定の進め方

「三重県医療審議会健やか親子推進部会」において、現行計画の評価を行うとともに、専門的見地から次期計画についての検討を行います。

6 スケジュール

令和6年7月～10月	市町取組状況調査・アンケート調査等の実施
9月	三重県医療審議会健やか親子推進部会
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県医療審議会健やか親子推進部会
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年1月	三重県医療審議会健やか親子推進部会
3月	常任委員会（最終案）

「子どもを虐待から守る条例」の改正について

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例に鑑み、事例を風化させず、再発を防止し、児童虐待対応の強化を図るため、「子どもを虐待から守る条例」の改正に取り組めます。

改正にあたっては、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」などの論点について、市町をはじめ関係者の意見をふまえ、検討を進めます。

1 現行条例について

現行条例については、平成16年3月に制定後、児童福祉法等の改正や本県における児童虐待の状況等に鑑み、子どもを権利の主体とする基本的な考え方や体罰禁止に係る規定などを加え、令和2年4月に一部改正を行ったところです。

2 条例改正に至る背景

(1) 児童相談所が関与していた児童の死亡事例の発生（別紙参照）

令和5年5月に発生した児童の死亡事例に鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」を柱として再発防止に取り組んでいく必要があります。

(2) 児童虐待相談対応件数の増加

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和4年度は過去最多の2,408件となっています。

(3) 令和4年の児童福祉法改正

令和4年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、こども家庭センターの設置が求められました。

(4) 三重県子ども条例の改正

子ども条例の施行から10年以上が経過し、いじめや不登校など困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法および国のこども大綱の内容もふまえ、子ども条例の改正に取り組むこととしています。

3 条例改正の検討

(1) 基本的な考え方

子どもを社会全体で守るという目的を実現するため、本県におけるこれまでの取組の成果や課題を検証し、児童福祉法の改正にも確実に対応するよう、必要な事項を書き込みます。

(2) 検討プロセス

児童虐待の防止に関連する幅広い分野の専門家で構成する「子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、意見を聴取するとともに、市町をはじめ関係者から多様な意見や情報を得て、改正に向けた検討を重ねます。

また、今年度は子どもや子育てなどの社会的課題に関連する多くの計画の策定、改定に取り組むこととしているため、これらの検討過程における課題や視点を共有し、整合を図りながら進めていきます。

4 スケジュール

令和6年8月～9月	有識者会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	有識者会議
12月	有識者会議 常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	有識者会議
3月	常任委員会（最終案）
6月	議案提出、常任委員会（議案） 条例の公布

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書における主な課題・提言と県の対応（再発防止策）

参考資料

分類	主な課題	主な提言	再発防止策（●：対応済、○：今後の対応）
<p>ステージⅠ 出生から「このとりのゆりかご」への預け入れから乳児院退所まで</p> <p>平成31年2月9日～令和3年3月27日 (約2年1か月間)</p>	<p>①【県】母親が「このとりのゆりかご」に預けた理由を経済的理由のみとし、養育の課題など他の理由を検討しなかった</p> <p>②【県】子どもの愛着形成に重要な乳児期に1年9か月以上、母子の面会交流の機会を確保しなかった</p> <p>③【県】乳児院退所をもって対応を終結し、在宅支援の中心となる津市に引継ぎがされていなかった</p>	<p>①【県】医療機関の未受診など<u>妊娠・出産期の課題を把握するためのチェックリスト等を見直す</u>必要がある</p> <p>②【県】施設入所中の子どもが親と会う機会を確保するなど、<u>子どもの愛着形成のための方策を確実に講じる</u>必要がある</p> <p>③【県・津市】津市要保護児童対策地域協議会が中心となり<u>引継ぎのための会議を開催</u>し、児童相談所は<u>確実な引継ぎ後、措置解除</u>とすべき</p>	<p>①○【県】<u>現行のリスクアセスメントシートに<u>出産の経緯や養育力をチェックする項目を追加</u></u> (令和6年4月中)</p> <p>②○【県】乳児院に入所し、<u>家庭復帰を予定している児童について、原則月1回以上の親子交流を実施</u> (令和6年4月中)</p> <p>③○【県】市町と調整のうえ、<u>施設などを退所する1か月前までに市町に引継ぎのための会議の開催を要請し、会議後に入所措置を解除することを徹底</u> (令和6年4月中)</p>
<p>ステージⅡ 乳児院退所から虐待通告処理後まで</p> <p>令和3年3月28日～令和4年2月8日 (約10か月間)</p>	<p>①【津市】主にケース管理をする立場にも関わらず、積極的な支援や関係機関間の情報共有ができていなかった</p> <p>②【津市】保育所は、子どもの体重減少が虐待の疑いの指標であるという認識が不足していた</p> <p>③【県】一時保護をしないとする判断の過程でA Iが活用されておらず、適切なリスク評価ができていなかった</p>	<p>①【県・津市】津市要保護児童対策地域協議会において<u>適切な支援や情報共有を行う仕組みづくり</u>が必要</p> <p>②【県・津市】児童相談所や保育所等において<u>身体状況の変化から予測される虐待の兆候と評価に係る研修の実施</u>が必要</p> <p>③【県】<u>リスク評価の総合判断力の強化とA Iのデータ蓄積、活用方法の改善</u>が必要</p>	<p>①○【県・市町】市町における<u>こども家庭センターの設置</u> (津市は令和6年4月1日設置) ●【県】本庁に市町支援コーディネーターを配置</p> <p>②●【県】国が作成した「児童の安全確認の際のポイント」を要保護児童対策地域協議会等に周知徹底 (検討会議で決定、令和5年8月～実施) ○【県】<u>児童相談所全職員を対象に、提言への対応を徹底するための研修を実施</u> (令和6年5月末までに) ○【県】<u>保育士を対象に、虐待をテーマとした研修を実施</u> (令和6年8月末までに)</p> <p>③●【県】リスク評価に係る総合判断力の強化に向けた研修の実施 (検討会議で決定、令和5年8月～実施) ●【県】A Iによるリスク評価の確認を徹底</p>
<p>ステージⅢ 虐待通告処理後から死亡まで</p> <p>令和4年2月9日～令和5年5月26日 (約1年3か月間)</p>	<p>①【県】保育所に全く登園していないなど、虐待リスクが高まる情報を得ても、危機意識を欠き家庭訪問等を行わなかった</p> <p>②【県】上記①の情報を得てから約5か月間も対面による安全確認に向けた動きがなかった</p> <p>③【県】安易にきょうだいの登校等をもって虐待リスクが低いと判断していた</p>	<p>①【県】<u>状況変化に応じたリスク再評価の確実な実施</u>が必要</p> <p>②【県】<u>児童相談所職員の人材育成</u>（新規異動時のトレーナー制度の構築等）や<u>現場に即した業務サポート体制の整備</u>が必要</p> <p>③【県】<u>対面による本人の安全確認</u>が必要</p>	<p>①●【県】一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施 (検討会議で決定、令和5年10月～実施)</p> <p>②○【県】<u>児童相談所職員の人材育成計画を策定</u> (令和6年度前半を目途に) ●【県】児童相談体制の組織・人員強化（児童相談センターの業務を本庁に一元化、計20名増員）</p> <p>③●【県】児童本人の安全を対面で確認することを徹底 (検討会議で決定、令和5年8月～実施) ●【県】民間施設による学校・保育所等での対面による安全確認を全県展開</p>

※再発防止策の実施状況について、庁内の児童虐待防止対応検討会議でとりまとめ、共有するとともに、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会へ報告し、フォローアップを行う。
39

〈令和6年4月時点〉

「三重県社会的養育推進計画」の改定について

1 計画策定の経緯

県では、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、児童養護施設・乳児院の多機能化や里親委託の推進、自立支援に向けた取組など、社会的養育の体制や支援の充実に取り組んできました。

この間、児童福祉法の一部が改正され、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置が講じられたところです。

法改正をふまえ、令和7年度以降の都道府県社会的養育推進計画については、国の策定要領（令和6年3月）に基づき、令和7年度～令和11年度を計画期間とする新たな計画を策定することとなっています。

2 三重県の現状

(1) 現行計画の進捗状況（別紙1）

(2) 三重県における18歳以下の人口推移等

【三重県の実績】

(人)

(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
18歳以下の人口	291,387	285,674	276,732	271,379	265,836	259,708
3歳未満	39,939	38,256	35,170	34,217	33,739	32,600
3歳以上就学前	56,133	55,345	53,464	52,234	50,060	48,167
学童期以降	185,315	192,073	188,098	184,928	182,037	178,941
代替養育が必要な子ども数	590	593	540	512	505	496
3歳未満	63	60	41	38	39	37
3歳以上就学前	85	87	83	89	80	73
学童期以降	442	446	416	385	386	386

※18歳以下の人口： 三重県統計数値（毎年10月1日現在の数値）

※代替養育が必要な子ども数： 各年度3/31時点（R1（12/1時点）を除く。）

3 計画策定の進め方

(1) 検討体制

有識者、関係団体等で構成する「三重県社会的養育推進計画（I期）策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、意見を聴取。

(2) 主な検討事項

- ①三重県における社会的養育の体制整備の基本的考え方および全体像
- ②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- ③市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた三重県の取組
- ④支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑥一時保護改革に向けた取組
- ⑦代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫障害児入所施設における支援

4 スケジュール

令和6年8月	検討会議
10月	検討会議 常任委員会（骨子案）
12月	検討会議 常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	検討会議
3月	常任委員会（最終案）

三重県社会的養育推進計画の進捗状況について



三重県里親啓発
公認キャラクター
みえさとちゃん

別紙 1

計画の基本理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

計画の基本的方向

- 母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域(市町)での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。
- 虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- 親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行います。
- 施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行います。
- 県民すべてが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深め、支援を行えるよう一層の周知・啓発に努めます。
- ①から⑤を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行います。

計画期間と計画の進行管理

- 計画期間は10年間。
- 前期(令和2年度～令和6年度)後期(令和7年度～令和11年度)毎に数値目標を設定。
- 前期末及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行う。
- 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化するとともに、里親委託推進委員会などの場や、三重県児童養護施設協会や三重県里親会などの関係者と随時意見交換し、PDCAのサイクルに基づき進行管理を行う。

具体的取組

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 代替養育を必要とする子ども数は、現状値(平成30年12月1日現在)で590人、計画最終年度には600人を見込む。
- 現状: 県内の18歳以下の人口は、平成21年から31年の10年間で約12%減少する一方で、要保護児童の数は約3%増加。要保護児童の18歳以下に占める割合は、10年間で約17%増加(各年度の伸び率の平均1.8%)。
- 今後の見込み: 代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年の実績値
3歳未満: 0.158%
3歳以上就学前: 0.151%
学童期以降: 0.226%
に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とする。

	H30	R2	R6	R11
18歳以下人口推移	291,387	281,575	263,666	243,653
3歳未満	39,939	38,576	36,122	33,380
3歳以上就学前	56,133	54,344	50,888	47,025
学童期以降	195,315	188,655	176,656	163,248
代替養育が必要な子ども数	590	590	595	600
3歳未満	63	63	64	64
3歳以上就学前	85	85	86	87
学童期以降	442	442	445	449

※学童期には、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームを含む

2 里親等への委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率について、目標値を就学前児童については現状約34%を60%、就学後児童については現状22.5%を40%とする。
- 里親委託の一層の推進のため、県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備。

3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 年齢要件が原則15歳未満に引き上げられた特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発。
- フォスタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けられるよう、相談支援の体制づくりを推進。

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 小規模グループケア(オールユニット)化を一層推進。
- 全児童相談所管内に児童家庭支援センター、一時保護専用施設およびフォスタリング機関を整備。
- 施設定員の見直し(乳児院45人→30人、児童養護410人→316人)
- 施設の人材確保や職員の資質向上を支援。

5 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する方策を整備。
- 児童福祉に関わる全ての関係者にアドボカシーの考え方を浸透。

6 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- 施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備。

7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランにより令和4年度までに全市町村に設置することとなっている子ども家庭総合支援拠点について、アドバイザーの派遣など、拠点の整備を支援。
- 研修会等により市町の児童相談対応の中核となる人材を育成。

8 一時保護改革に向けた取組

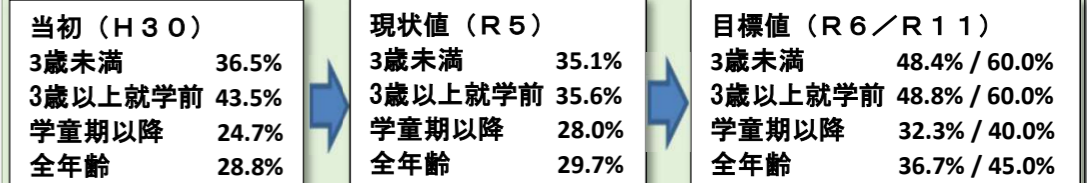
- 一時保護専用施設の整備(11施設・定員55人)や一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿を拡大。
- 第三者評価をふまえ、県の一時保護所の機能を強化。

9 児童相談所の強化等に向けた取組

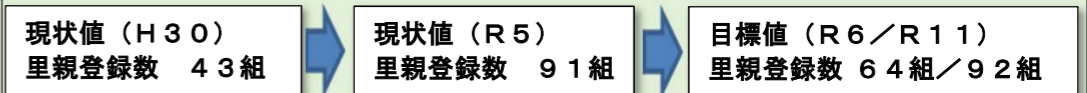
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、職員の確保を着実に進め、資質の向上に取り組む。
- AI等先端技術の活用により、迅速、的確な児童相談対応や、事務のサポート体制の構築を推進。

指標

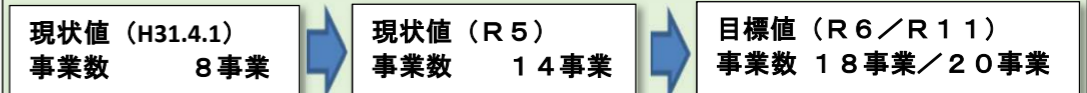
2 里親等委託率 (%)



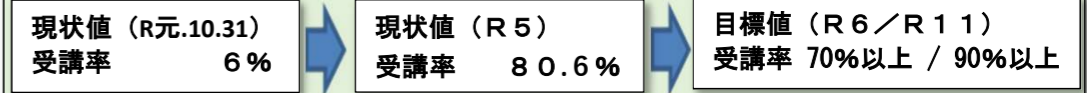
3 養子縁組里親新規登録累計数 (組)



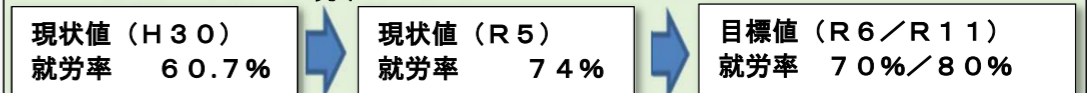
4 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数



5 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合 (%)



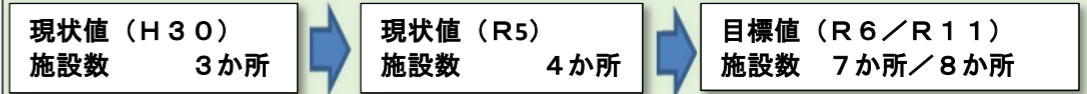
6 退所3年後の就労状況 (%)



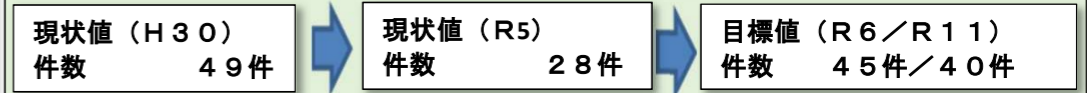
7 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数



8 一時保護専用施設の整備数



9 児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数 (件)



「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について

1 計画策定の経緯

県では、令和2年3月に「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」（以下「現行計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、取組を進めています。

現行計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を勘案し、県内のひとり親家庭の実態を把握したうえで、第五期計画（令和7年度～令和11年度）を策定します。

2 現行計画の進捗状況

現行計画では、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」および「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を進めています。

現行計画で設定した目標値とそれに対する現状値は次のとおりです。

数値目標	目標設定時 (R2)	現状値 (R5 実績)	R6 年度 目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）に求職者登録をした人の就業率	76.9% (H30)	35.7%	90%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17	18	29
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	8	15
養育費を受給している割合	36.9% (R1 県調査)	【参考値】 25.4% (福祉 行政報告例)	50%
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	332 (H30)	224	400
福祉事務所相談件数	8,076 (H30)	5,544	10,000
福祉事務所における父子家庭相談件数	241 (H30)	250	500

3 計画策定の進め方

(1) 実態調査

- ・児童扶養手当受給者や三重県母子寡婦福祉連合会会員を対象にアンケート調査
- ・当事者へのヒアリング

(2) 検討体制

- ・有識者、関係団体等（当事者、スクールソーシャルワーカー、NPOも参加）で構成する「三重県子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、意見を聴取
- ・「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議

4 見直しの論点・視点等

- ・実態調査で把握した当事者の声の反映
- ・三重県母子・父子福祉センターにおける就業支援体制の充実
- ・離婚前からの相談、養育費の確保に向けた取組

5 スケジュール

令和6年8月	実態調査
10月	常任委員会（骨子案）
11月	検討会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	検討会議
3月	常任委員会（最終案）

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について

1 計画策定に向けた基本的な考え方

県では、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止および被害者に対する支援の充実を図るため、令和2年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」（以下「県DV防止計画」という。）を策定し、令和2年度～令和6年度までを計画期間として取組を推進しており、今年度が計画の最終年度となっています。

一方で、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、国は、困難な問題を抱える女性への新たな支援の枠組みを構築するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）を制定し、令和6年4月から施行されています。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めなければならないとされています。

また、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定できるとされていることから、県内の現状や課題をふまえた困難女性支援法に基づく基本計画を、県DV防止計画と一体的に策定していきます。

2 県DV防止計画の進捗状況

項目	目標設定時 (R2)	現状値 (R5 実績)	R6 年度 目標値
一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合【成果指標】	81%	91%	100%
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数【成果指標】	13 市町	18 市町	29 市町
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数【取組指標】	29 か所	47 か所	40 か所
県ホームページ・県公報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数【取組指標】	3回	7回	10回
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数（研修等の回数）【取組指標】	8回	5回	10回

3 計画策定の進め方

(1) 実態調査

- ・女性支援に取り組んでいる県内および県外NPOへのヒアリング
- ・県内の若年層等を対象としたアンケート調査

(2) 検討体制

- ・有識者、関係団体等（当事者も参加）で構成する「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、意見を聴取

4 スケジュール

令和6年8月	実態調査
9月	検討会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	検討会議
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和7年2月	検討会議
3月	常任委員会（最終案）